

新旧対照表（抄）

○ 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例（平成二十七年十月中央区条例第三十七号）

新	旧
（定義） 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 個人番号 法第二条第五項に規定する個人番号をいう。 二 特定個人情報 法第二条第九項に規定する特定個人情報をいう。 三 個人番号利用事務実施者 法第二条第十三項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 四 情報提供ネットワークシステム 法第二条第十五項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 五 特定個人番号利用事務 法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務をいう。 六 利用特定個人情報 法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報情報をいう。 附 則 この条例は、令和七年四月一日から施行する。	（定義） 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 個人番号 法第二条第五項に規定する個人番号をいう。 二 特定個人情報 法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。 三 個人番号利用事務実施者 法第二条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 四 情報提供ネットワークシステム 法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 五 特定個人番号利用事務 法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務をいう。 六 利用特定個人情報 法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報情報をいう。